



# 山形県公報

平成20年6月24日(火)  
第1953号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

介護保険法による指定調査機関の調査事務を行う事務所の所在地の変更.....(長寿社会課)...901  
 介護保険法による指定情報公表センターの住所及び情報公表事務を行う事務所の  
 所在地の変更.....(同)...同  
 農業振興地域の区域の変更.....(農政企画課)...902  
 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...同  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(置賜総合支庁西置賜建設総務課)...903  
 県道の供用の開始.....(置賜総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(置賜総合支庁西置賜建設総務課)...同

### 公 告

社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況.....(管財課)...904  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....(出納局)...同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第597号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の4第2項の規定により、次のとおり指定調査機関に関する変更の届出があった。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定調査機関の名称        | 指定調査機関の住所     | 調査事務を行う事務所の所在地 |               | 変更年月日    |
|------------------|---------------|----------------|---------------|----------|
|                  |               | 変更前            | 変更後           |          |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 山形市緑町一丁目9番30号 | 山形市緑町一丁目9番30号  | 山形市江俣一丁目9番26号 | 平成20.4.1 |

#### 山形県告示第598号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の11において準用する同令第37条の4第2項の規定により、次のとおり指定情報公表センターに関する変更の届出があった。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定情報公表センターの名称  | 指定情報公表センターの住所 |                 | 情報公表事務を行う事務所の所在地 |                 | 変更年月日    |
|----------------|---------------|-----------------|------------------|-----------------|----------|
|                | 変 更 前         | 変 更 後           | 変 更 前            | 変 更 後           |          |
| 山形県国民健康保険団体連合会 | 山形市松波四丁目1番15号 | 寒河江市大字寒河江字久保6番地 | 山形市松波四丁目1番15号    | 寒河江市大字寒河江字久保6番地 | 平成20.5.1 |

山形県告示第599号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更する地域の名称  
大江農業地域

- 2 変更後の区域

大江町行政区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域（平成17年11月変更決定）の区域、国有林野及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）並びに大字左沢の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域

（次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第600号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.40%」を「年0.50%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年5月23日から適用する。
- 2 平成20年5月23日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所             |
|----------|-------|-----------------|
| 理 事      | 小 林 仁 | 最上郡最上町大字向町775番地 |

山形県告示602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道

- 2 路線名 赤湯停車場線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|------------------|---|------|------------------|-------------|
| 南陽市赤湯字馬町北948番1から |   | 旧    | 16.0メートル         | メートル<br>347 |
| 同 字川尻3110番8まで    |   |      | 8.5              |             |
| 同                | 上 | 新    | 18.0メートル<br>16.0 | 同上          |

## 山形県告示603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 寺泉舟場線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長         |
|------------------|---|------|------------------|------------|
| 長井市寺泉字谷地5090番4から |   | 旧    | 12.0メートル         | メートル<br>84 |
| 同 5060番2まで       |   |      | 11.6             |            |
| 同                | 上 | 新    | 13.5メートル<br>12.0 | 同上         |

## 山形県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 赤湯停車場線  
2 供用開始の区間 南陽市赤湯字馬町北948番1から  
同 字川尻3110番8まで  
3 供用開始の期日 平成20年6月27日

## 山形県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 寺泉舟場線  
2 供用開始の区間 長井市寺泉字谷地5090番4から  
同 5060番2まで  
3 供用開始の期日 平成20年6月24日

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成19年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 事業実績

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 加入都道府市区町村会員数  | 705                |
| 加入戸数          | 859,724戸           |
| 共済委託契約金額      | 7,697,366,667,000円 |
| 火災共済掛金        | 1,031,110,956円     |
| 被災戸数          | 476戸               |
| 火災共済給付金       | 464,773,477円       |
| 特定給付金         | 23,027,276円        |
| 復興建築助成戸数      | 207戸               |
| 復興建築助成金       | 76,049,072円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 1,117戸             |
| 住宅災害見舞金       | 27,290,000円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 256                |
| 住宅防火施設整備補助金   | 137,924,600円       |

### 2 収支計算

#### (1) 収入

|           |                |
|-----------|----------------|
| 火災共済掛金収入  | 1,031,110,956円 |
| 建物管理の部収入  | 44,148,075円    |
| その他の収入    | 192,206,070円   |
| 当期収入合計(A) | 1,267,465,101円 |
| 前期繰越収支差額  | 602,835,058円   |
| 収入合計(B)   | 1,870,300,159円 |

#### (2) 支出

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 事業費             | 880,538,245円   |
| 管理費             | 146,707,546円   |
| 建物管理費           | 20,796,078円    |
| 特定資産等取得支出       | 171,662,874円   |
| 当期支出合計(C)       | 1,219,704,743円 |
| 当期収支差額(A)-(C)   | 47,760,358円    |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 650,595,416円   |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ノート型パソコン 2,207式
- (2) デスクトップ型パソコン 23式

### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721

### 3 落札者を決定した日 平成20年6月10日

### 4 落札者の名称及び所在地

山形リコー株式会社 山形市大字漆山1784番地

- 5 落札金額 94,478,580円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成20年4月30日

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤             | 正                   |
|-----------|------------|-----|----|---------------|---------------------|
| 平成20.4.30 | 第1938号     | 647 | 15 | 大規模小売店舗の変更の届出 | 大規模小売店舗の変更に係る市町村の意見 |

平成20年 6月24日印刷  
平成20年 6月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056